

令和4年度 小学校教員資格認定試験 受験案内

1. 試験の概要

I 小学校教員資格認定試験制度の趣旨

文部科学省では、広く一般社会から学校教育へ招致するにふさわしい人材を求めるため、職業生活や自己研修などにより教員として必要な資質、能力を身に付けた方が教員免許状を取得する方策として小学校教員資格認定試験を実施しており、その試験実施事務を独立行政法人教職員支援機構が行っています。

小学校教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などにおいて小学校教諭の二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものです。この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、小学校教諭の二種免許状が授与されます。

II 取得できる普通免許状の種類

小学校教諭二種免許状

III 受験資格

高等学校を卒業した者、その他大学(短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。)に入学する資格を有する者で、平成14年4月1日までに生まれた者。

(注) 「文部科学大臣の指定する教員養成機関(以下、指定機関)に入学する資格を有する者」は、教員免許状を取得できる学科等に入学する資格を有する者のみ該当します。なお、指定機関の学科等の一覧は文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[指定機関の学科等の一覧：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/1308277.htm]

IV 実施スケジュール

受験願書等の請求受付期間 **令和4年5月6日（金）まで**

- 請求方法について、詳しくは「3. 出願手続 II 受験願書等の請求」をご覧ください。
- 請求受付期間後の請求は一切できませんので、十分ご注意ください。

出願期間 **令和4年4月25日（月）から**
令和4年5月13日（金）まで（当日消印有効）

- 独立行政法人教職員支援機構宛てに所定の受験願書等提出用封筒にて郵便局の窓口から「書留」で郵送してください。

受験票の交付 **令和4年7月上旬頃**

- 7月11日（月）の時点で到着していない場合は、7月15日（金）までに独立行政法人教職員支援機構へ連絡してください。

第1次試験実施日 **令和4年7月31日（日）**
（予備日 令和4年9月（期日は、上記期日が中止となった後に公表））

- 実施の日程について、詳しくは「2. 試験の実施方法 I 実施期日、試験地、試験の内容・方法」をご覧ください。
- 10月21日（金）までに合否通知を発送するとともに、合格者の受験番号を認定試験ウェブサイトに掲載します。

第2次試験実施日 **令和4年11月19日（土）及び11月20日（日）の2日間**
（予備日 令和4年12月の連続する2日間（期日は、上記期日が中止となった後に公表））

- 実施の日程について、詳しくは「2. 試験の実施方法 I 実施期日、試験地、試験の内容・方法」をご覧ください。

合格者の発表 **令和5年1月20日（金）**

- 1月20日（金）に合否通知を発送するとともに、合格者の受験番号を認定試験ウェブサイトに掲載します。

2. 試験の実施方法

I 実施期日、試験地、試験の内容・方法

認定試験は、第1次試験、第2次試験に分けて実施します。

受験に関する詳細については、受験票とともに受験者心得等を送付しますので、よく読んで受験してください。

(注) 認定試験に係る教科書・参考書等の例示・紹介、勉強法についての助言等は行っておりません。
過去の問題は認定試験ウェブサイト「過去の試験問題、正答、合格判定基準」に掲載しています。
認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/>

(1) 第1次試験

ア 期 日 令和4年7月31日(日)
(ただし、災害等により上記期日に実施できない会場がある場合、当該会場のみ令和4年9月に変更して実施する。期日は、上記期日が中止となった後に公表する。)

イ 試験地 東京近郊及び大阪近郊
(試験場は、6月中旬までに認定試験ウェブサイトにおいて公表するとともに、受験者には7月上旬頃に送付する受験者心得にて通知する。)

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
教科及び教職に関する科目 (I)	教職専門科目に関する内容 教育職員免許法施行規則第3条第1項表における「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に関する専門的事項	筆記試験 ：マークシート方式 (択一式とする。)
教科及び教職に関する科目 (II)	小学校の各教科の具体的な授業場面を想定した指導法及びこれに付随する基礎的な教科内容 (国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(英語)の10教科の中から6教科を選択して受験する。なお、6教科には「音楽」、「図画工作」、「体育」のうち2教科以上を含めること。)	筆記試験 ：マークシート方式 (択一式とする。)
教科及び教職に関する科目 (III)	小学校の各教科の具体的な授業場面を想定した指導法及びこれに付随する基礎的な教科内容 (国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語(英語)の10教科の中から1教科を選択して受験する。)	筆記試験 (論述式とする。)
教科及び教職に関する科目 (IV)	教職への理解及び意欲、児童理解、実践的指導力等、小学校教員として必要な能力等の全般に関する事項	筆記試験 (論述式とする。)

教科及び教職に関する科目 (II) 及び教科及び教職に関する科目 (III) については、上記10教科の試験問題を1冊にまとめて配布します。受験教科は受験時に選択してください。

論述式試験(教科及び教職に関する科目 (III) 及び教科及び教職に関する科目 (IV)) については、択一式試験(教科及び教職に関する科目 (I) 及び教科及び教職に関する科目 (II)) が合格基準を超えた場合のみ採点対象とします。

また、論述式試験を欠席した場合は、択一式試験は採点しません。

エ 時間割

時間割	試験科目
9:00～12:00	教科及び教職に関する科目（Ⅱ）
13:10～14:20	教科及び教職に関する科目（Ⅰ）
15:00～17:00	教科及び教職に関する科目（Ⅲ） 教科及び教職に関する科目（Ⅳ）

オ 第1次試験の可否結果通知

第1次試験の受験者には、独立行政法人教職員支援機構から本人宛てに、試験結果通知書を10月21日（金）までに発送します。受験予定の試験科目を欠席した場合には試験結果通知書は送付しません。また、合格者の受験番号を認定試験ウェブサイトに掲載します。

なお、電話による可否の照会には、一切応じません。

(2) 第2次試験

第2次試験は、第1次試験に合格した者に限り受験することができます。

ア 期 日 令和4年11月19日（土）及び11月20日（日）の2日間

（ただし、災害等により上記期日に実施できない場合、令和4年12月に変更して実施する。期日は、上記期日が中止となった後に公表する。）

イ 試験地 東京近郊会場にて実施予定（詳細は第2次試験受験者心得にて通知する。）

ウ 試験の内容及び方法

内 容	方 法
教職への理解及び意欲、小学校教員として必要な実践的指導力に関する事項	指導案作成、模擬授業、グループ討議又は口頭試問（個別面接）及び課題論文作成等

エ 時間割

第1次試験の可否結果通知時に、第1次試験の合格者に受験者心得の発送をもって通知します。

Ⅱ 合格者の発表等

第1次試験、第2次試験の全てに合格した者を令和4年度小学校教員資格認定試験の合格者とし、独立行政法人教職員支援機構から本人宛てに、合格者には合格証書を、不合格者には試験結果通知書を**令和5年1月20日（金）**に発送します。また、合格者の受験番号を認定試験ウェブサイトに掲載します。受験予定の試験科目を欠席した場合には可否通知は送付しません。電話による可否の照会には、一切応じません。

なお、認定試験の個人の成績については、受験者本人のみ開示を求めることができます。詳細は第1次試験終了後、認定試験ウェブサイトに掲載します。

3. 出願手続

I 出願期間

令和4年4月25日（月）から令和4年5月13日（金）まで

(注) 令和4年5月13日（金）の消印のあるものまで受理します。

II 受験願書等の請求

請求受付期間：令和4年5月6日（金）まで

※請求受付期間後の請求は一切できませんので、十分ご注意ください。

(1) 請求方法（テレメールの資料請求受付サイト）

次の URL にアクセスし、画面に従って必要事項を入力して申し込んでください。

(PC) <https://telemail.jp/shingaku/pc/gakkou/kyouin/shougakkou.php>

(スマートフォン等) <https://telemail.jp/?btc=1029293&gsn=6100001>

テレメールは、24時間いつでもアクセスできる資料請求受付サービスです。また、テレメールカスタマーセンターは、このサービスのサポートセンターであり、いずれも株式会社フロムページが運営しています。



(QR コード)

※令和4年度より、電話による請求は廃止となりました。

(2) 留意事項

ア 発送開始日（令和4年4月11日（月））以後に請求された場合は随時発送され、発送日からおおむね3～5日でお届けできます。日曜や祝日をまたぐ場合や、地域や郵便事情によってはお届けに1週間程度要する場合があります。なお、令和4年4月10日（日）以前に請求された場合は、令和4年4月11日（月）に発送します。

イ 受験願書等の到着後、同封される支払方法に従って、送付手数料 380 円をお支払いください。

ウ 願書等の請求に関して不明な点は以下へお問い合わせください。

テレメールカスタマーセンター：IP 電話 050-8601-0102（9：30～18：00）

エ 願書請求は上記(1)の方法のみであり、独立行政法人教職員支援機構では請求を受け付けていませんので、請求受付期間に十分ご注意ください。

III 出願方法

「IV 出願書類」に記載の書類を全て揃え、独立行政法人教職員支援機構宛てに、所定の受験願書等提出用封筒にて郵便局の窓口から「書留」で郵送してください。

(注1) 定められた書類以外のものを提出することの提案、提出時期・期日の変更などの要望には一切対応いたしません。提出書類が揃っていない場合は、出願を受理しないことがあります。

(注2) 書留郵便以外（普通郵便等）の出願は認めません。また、独立行政法人教職員支援機構への直接持参による出願は受け付けません。

(注3) 出願書類の到着状況について個別のお問合せにはお答えできかねるため、「書留郵便受領証」（郵便局の窓口で交付）は大切に保管してください。受領証記載のお問い合わせ番号をもとに、郵便局のウェブサイトから配達状況を確認することができます。

IV 出願書類

(1) 出願書類点検票（所定の用紙）

(2) 受験願書・写真票・受験票（所定の用紙）

出願前3か月以内に撮影した縦4.5cm×横3.5cmの無帽、正面上半身の写真を貼ること。

(3) 戸籍抄本（個人事項証明書）又は住民票の写し

(4)の書類との氏名の状況により、次のとおり(A)又は(B)のいずれかを提出すること。

(A) (4)の書類の氏名と現在の氏名が同一の場合

発行後6か月以内で本籍地が記載されている住民票の写し（又は戸籍抄本等）を提出してください。なお、住民票のマイナンバーの記載は省略すること。

(B) (4)の書類の氏名と現在の氏名に違いがある場合

原則として、発行後6か月以内で氏名変更の経緯が分かる戸籍関係書類（戸籍抄本等）を提出してください。

なお、住民票の写しに氏名変更の記載がある場合に限り、発行後6か月以内で本籍地が記載されている住民票の写しの提出でも可とします。マイナンバーの記載は省略すること。

注 「住民票の写し」とは市役所等にて取得した紙面そのものの名称ですので、ご自身でコピー機を利用してコピーを行ったものことではありません。

(4) 高等学校の卒業証明書

原本を提出してください。卒業証書やコピーしたものは不可。

なお、以下に記載のものに限って、高等学校の卒業証明書に代えていずれかを提出することを可能^{注1}とします。ただし、(h)を除き、いずれも原本の提出が必要です。

- (a) 中等教育学校又は特別支援学校高等部の卒業証明書
- (b) 高等専門学校³の3年次を修了したことの証明書
(いわゆる専門学校とは異なるため注意)
- (c) 文部科学大臣に指定された専修学校の高等課程を修了したことの証明書
- (d) 高等学校卒業程度認定試験合格証明書
- (e) 大学学部⁴の入学、在学、退学、卒業のいずれかを証明する証明書
(専攻科や大学院にかかるもの、学位記、科目等履修生⁵のもの、大学校⁶のものは不可)
- (f) 短期大学本科⁷の入学、在学、退学、卒業のいずれかを証明する証明書
(専攻科⁸にかかるものや学位記、科目等履修生⁵のものは不可)
- (g) 教育職員免許状授与証明書^{注2}（教員免許状の原本、教員免許状のコピーは不可）
- (h) 令和2年度又は令和3年度小学校教員資格認定試験の受験票（無効なものを除く。）のコピー^{注3}、試験結果通知書のコピー、又は成績通知書のコピーのいずれか
- (i) 高等学校の卒業証明書及び(a)～(h)の書類のいずれも提出できない場合（本人都合を除く。）に限り、その他、事前に独立行政法人教職員支援機構の確認を受けた書類等

注1 上記に記載されていない書類は一切認めません。

注2 教育職員免許状授与証明書とは、取得済みの教育職員免許状の授与を行った都道府県教育委員会が発行する証明書です。所有している免許状のうち、少なくとも1枚について証明されていれば差し支えありません。

注3 出願は受理されたものの、試験当日欠席した場合のものも含みます。

ただし、令和2年度試験においては、所定の期日までに受験手数料を納入しなかった場合には出願不受理となり、受験票に記載の注意事項のとおり当該受験票は無効なものとなっています。無効な受験票のコピーは、(h)として認めません。

(5) 「振替払込受付証明書（お客さま用）」提出用紙（所定の用紙）

受験手数料は25,000円です。本案内に挟み込みの払込取扱票により、**必ず郵便局・ゆうちょ銀行の窓口（ATMは不可）で払い込み**を行ってください。なお、「振替払込請求書兼受領証」及び「振替払込受付証明書（お客さま用）」を窓口から受け取る際には、受付局日附印が押されていることを確認してください。

受付局日附印が押された「振替払込受付証明書（お客さま用）」をこの用紙に貼り付け、提出してください。

(6) 受験票送付用封筒（所定の封筒）

住所・氏名等を明記し、94円分の切手を貼り付けすること。

(7) 試験結果通知用封筒（所定の封筒）

住所・氏名等を明記すること。

(注) その他別途書類の提出を求める場合があります。

V 障害等による受験上の配慮の希望について

障害等のため受験上の配慮を希望する場合は、令和4年4月22日（金）までに独立行政法人教職員支援機構までメール又は電話により申し出てください。申請に必要な書類についてご案内しますので、必要書類を揃え、出願書類に同封して提出してください。

提出書類に基づく審査の上、個々の症状や状態等に応じ配慮事項を決定し通知します。

VI 個人情報の取扱いについて

出願時に提出する関係書類に記載された個人情報については、「行政機関の保有する情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」において、それぞれ定めている個人情報の保護に関する規程等に基づいて取り扱います。

- (1) 独立行政法人教職員支援機構は、出願に当たって知り得た個人情報を本試験の実施及びこれに付随する事項を行うために利用します。
- (2) 独立行政法人教職員支援機構は、上記の業務を遂行するために、知り得た個人情報の全部又は一部を、文部科学省に対して提供することがあります。
- (3) 独立行政法人教職員支援機構は、上記(1)の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を業者に委託して行うことがあります（以下、当該業者を「受託業者」という）。
については、業務を遂行するために必要となる範囲で、受託業者に対して、知り得た個人情報の一部を提供することがあります。
- (4) 独立行政法人教職員支援機構は、教員免許状発行業務のために、各都道府県教育委員会に対して、合格者の個人情報の一部を提供します。
- (5) 独立行政法人教職員支援機構は、出願者本人の同意を得ることなく当該出願者の個人情報を他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

4. 出願にあたっての注意事項

I 出願後の変更等について

- (1) 出願した後は、試験地の変更は認めません。
- (2) 出願した後は、いかなる理由であっても、出願を取り下げることができません。
- (3) 「Ⅲ 受験手数料の返還について」に定める場合を除き、いかなる理由であっても、受験手数料の返還は行いません。本試験の運営にあたっては、出願者の受験機会確保のため、試験当日に至る前から諸費用が発生しております。あらかじめご承知おきください。
- (4) 出願した後は、出願書類は返却いたしません。
- (5) 出願した後、氏名又は本籍地を変更した場合は、その変更の記載された戸籍抄本又は住民票の写しを独立行政法人教職員支援機構に提出してください。
- (6) 出願した後、現住所が変更となる場合は、独立行政法人教職員支援機構へメールにて連絡してください。その際、必ず①氏名、②受験番号（受験票が届いている場合）、③変更前の住所、④変更後の住所を記載してください。

II 災害等による試験の中止等について

災害など不測の事態により、直前に試験の実施を中止する場合があります。災害による試験の中止等、試験に関する直前の情報は、独立行政法人教職員支援機構ツイッターでお知らせします。

(予定どおり実施が見込まれる場合は、特段のお知らせを行いません)

独立行政法人教職員支援機構ツイッター：<https://twitter.com/NITS298>

また、災害等によって、予備日においても中止の場合は再試験は行いません。

III 受験手数料の返還について

受験手数料を払い込んで出願しなかった場合、出願が受理されなかった場合、及び誤って受験手数料を二重に払い込んだ場合のみ、本人の請求により、事務手数料等 3,000 円を差し引いた 22,000 円を返還します。その他の理由による返還は、いかなる理由であっても行いません。

返還を請求する場合は、原則として令和 4 年 12 月末までに、以下①～⑤の内容を明記した受験手数料返還請求書（様式自由）に、「振替払込受付証明書（お客さま用）」を添付し、郵送してください。

①氏名（フリガナ） ②現住所 ③電話番号 ④返還請求の理由

⑤返還金の振り込みを希望する口座（本人名義の口座に限る。）

・口座名義人（カタカナ） ・金融機関・支店名 ・口座種別（普通・当座） ・口座番号

(送付先) 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター11 階
独立行政法人教職員支援機構 東京事務所 教員資格認定試験担当

5. 受験票の交付について

独立行政法人教職員支援機構が受験願書を受理した場合は、出願者に受験票を交付します。受験票は、7月上旬頃までに発送します。7月11日（月）の時点で到着していない場合は、7月15日（金）までに独立行政法人教職員支援機構へ連絡してください。

受験票には受験番号が記載されています。

また、受験票は、受験の際携帯し毎時間これを提示しなければ受験できません。

(注) 受験票は、成績開示請求をする場合に必要となります。紛失しないように保管してください。

6. 新型コロナウイルス感染症への対応について

独立行政法人教職員支援機構では、教員資格認定試験の実施に当たり、政府における方針等を踏まえて必要な対応を行って参ります。令和4年度試験における詳細については認定試験ウェブサイトにて後日お知らせします。

認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/>

7. 免許状の授与申請等

- (1) 認定試験の合格者は、文部科学省から合格証明書の交付を受けて都道府県教育委員会に申請すると、小学校教諭の二種免許状が授与されます。その手続については、都道府県教育委員会の教育職員免許事務担当課に照会してください。
- (2) この認定試験は教員免許状を取得するための試験であり、教員の採用選考試験ではありません。
教員として採用を希望するときは、公立学校の場合にあっては都道府県又は指定都市教育委員会の教職員人事担当課に、国立及び私立学校の場合にあってはその学校を設置する法人に、それぞれ照会してください。
- (3) 平成21年3月31日以前に授与された他の学校種等の教員免許状（10年間の有効期間が付されていない旧免許状）を所持する者は、免許状更新講習を受講・修了せず生年月日等によって割り振られた修了確認期限を経過している場合には、本試験に合格し小学校教諭二種免許状を取得した場合であっても、免許状更新講習を受講・修了しなければ教員になることはできません。

なお、教員免許更新制については、今後国会で審議される予定のため、その動向にご留意ください。

教員免許更新制ウェブサイト：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

8. お問い合わせ先

I よくある質問

ご不明点は、認定試験ウェブサイトの「教員資格認定試験に関するよくある質問」をご覧ください。

認定試験ウェブサイト：<https://www.nits.go.jp/menkyo/shiken/>

II 独立行政法人教職員支援機構の担当部署・出願書類提出先

独立行政法人教職員支援機構 東京事務所 教員資格認定試験担当

所在地（提出先）：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター11階

E-mail：shiken@ml.nits.go.jp ^{エムエル} 電話番号（ダイヤルイン）：03(4212)8455, 03(4212)8456

対応時間：9:00～17:45（土・日・祝日を除く）

※提出いただいた出願書類に関して確認事項がある場合には、機構使用の携帯電話より連絡する場合がありますため、ご承知おきください。